

議案第9号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スル事ヲ
得ス

略

第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スル事ヲ
得ス但シ恩給法第11条第1項但書ニ規定スル株式会社日本政策
金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此
ノ限ニ在ラス

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。